

# (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※短期利用含む

## 加算・減算等の届出に必要な書類一覧 (令和6年6月以降)

必要書類	書類名	様式
地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス共通	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	別紙3-2
地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス共通	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1-3-2

以下の算定する加算等の添付書類

加算等	密着	短期	予防	短期 予防	区分・加算等の種類	添付書類	様式等
施設等の 区分	○	○	○	○	1 I型 2 II型	添付なし	
	○	○	○	○	3 サテライトI型 4 サテライトII型	添付なし	
減算	○	○	○	○	夜間勤務条件基準	減算の場合はご連絡ください。	
	○	○	○	○	職員の欠員による減算の状況		
	○	—	○	—	身体拘束廃止取組の有無		
	○	○	○	○	高齢者虐待防止措置実施の有無		
	○	○	○	○	業務継続計画策定の有無		
その他	○	○	○	○	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	安全対策をとっていることが確認できるもの（マニュアル、訓練計画等）	
加算	○	○	○	○	夜間支援体制加算Ⅰ・Ⅱ	(1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (2) 夜間支援体制加算に係る届出書	標準様式1 別紙46
	○	○	○	○	若年性認知症利用者受入加算	添付書類は必要ありませんが、「あり」とする場合は、受け入れた若年性認知症の利用者ごとに個別の担当を定め、担当者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する必要があります。	
	○	—	○	—	利用者の入院期間中の体制	添付なし	
	○	—	—	—	看取り介護加算	(1) 看取り介護加算に係る届出書 (2) 看取りに関する指針 (3) 看取りに関する職員研修計画 ※医療連携体制加算（Ⅰ）を算定していることが必要です。	別紙47
	○	○	—	—	医療連携体制加算Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅰハ	(1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※看護職員の配置状況がわかるように記載してください。 (2) 医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書 (3) 看護師等の資格証の写し (4) 病院、訪問看護ステーション等との契約書 ※看護職員を雇用していない場合もしくは准看護師のみの場合 (5) 重度化した場合における対応に係る指針	標準様式1 別紙48
	○	○	—	—	医療連携体制加算Ⅱ	医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書 ※医療連携体制加算（Ⅰ）を算定していることが必要です。 算定日が属する月の前3月間において、別紙48-2に記載のいずれかの医療的ケアが行われている状態の入居者が1人以上いることがわかる書類	別紙48-2
○	—	○	—	認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ	(1) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (2) 認知症専門ケア加算に係る届出書 (3) 必要な専門的研修の修了証 ※認知症チームケア推進加算を算定している入居者は算定不可。	標準様式1 別紙12-2	

	○	—	○	—	認知症チームケア推進加算 I・II	(1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (2) 認知症チームケア推進加算に係る届出書 (3) 必要な専門的研修の修了証 ※認知症専門ケア加算を算定している入居者は算定不可。	標準様式 1 別紙 4 0
	○	—	○	—	科学的介護推進体制加算	添付なし ★LIFE への登録が「あり」となっていること	
	○	○	○	○	高齢者施設等感染対策向上加算 I	高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書	別紙 3 5
	○	○	○	○	高齢者施設等感染対策向上加算 II		
	○	○	○	○	生産性向上推進体制加算 I・II	「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(厚生労働省)をご確認ください。	
	○	○	○	○	サービス提供体制強化加算 I・II・III	(1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (2) サービス提供体制強化加算に関する届出書 (3) 有資格者等の割合の参考計算書 (4) 介護福祉士登録証の写し【資格者要件を用いる場合】 (5) 勤続年数等証明書【勤続年数要件を用いる場合】	標準様式 1 別紙 1 4 - 6 別紙 7 - 2 別紙 1 2 別添
	○	○	○	○	介護職員等処遇改善加算	「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(厚生労働省)をご確認ください。	
	○	○	○	○	LIFE への登録	添付なし ※詳細は「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(厚生労働省)をご確認ください。	
割引	○	○	○	○		地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について	別紙 5 - 2